



# IATF リモート審査

**対象: IATF 16949**

DQS Japan Inc. ドイツ品質システム認証株式会社

代表取締役 井上 隆吉

〒105-0003 東京都港区西新橋2-9-1 PMO西新橋7階

TEL: 03-5521-1181 FAX: 03-5521-1182

URL: <http://www.dqs-japan.co.jp>

IATF COVID19特別ルール revision 5は、IATFリモート審査が許される場合として、COVID19パンデミックのダイレクトインパクトのため現地審査が出来ない場合と規定しています。

revision 5の「ダイレクトインパクト」とは、  
政府による法的な移動制限および被審査拠点におけるPCR陽性者(感染者)発生  
の場合などであるとDQS Japanでは解釈しております。

IATFリモート審査を実施する際にはrevision 5 の追加要求事項が発生いたします。

リモート審査: ICT(情報技術)を活用し、貴社の受審拠点と DQS Japan の担当審査員を TV会議システム(例えば、MS Teams, Zoom, Skype など)で結び、現地訪問をおこなわずに 認証審査を実施する形式です。

COVID-19の直接的影響がある事が前提です。



1. COVID-19の影響によりリモート審査が必要となる状況では、少なからずシステムの変更点が生じている事が想定されます。  
したがって、リモート審査申請書(CF34)で申告いただく内容に応じた審査工数が追加されます。
2. リモートによる審査が、現地審査より複雑な事にもとづいて追加工数が要求されます。  
現地審査工数の10%以上(Max. 8時間)
3. 事前の接続テスト(担当各審査員と拠点との間)として、各審査員に0.25人日の審査工数が追加されます。
4. 上記追加工数により、現地審査での予定工数と比較して、  
**30~40%程度の工数増加(審査料の増加)**  
となり、審査日程 and/or 審査員増加が発生します。
5. ICT準備、審査ブース設定等々のため、リモート審査サービス料として、若干の審査費用が加算されます。
6. リモート審査の結果に基づき、次回審査に追加工数設定が要求されます。

COVID-19の直接的影響がある事が前提です。



## リモート審査サービス申請書(CF34)をご提出いただきます。

新型コロナ(COVID-19)のダイレクトインパクトの状況をお知らせください。

(例:被審査拠点にてPCR陽性者(感染者)が発生した)

発生から2週間以内は、DQS Japanの方針により現地審査はおこないません。

リモート審査申請書(CF34)を送付いたします。

- ・revision5に基づき実際の影響状況が正確に把握される事が要求されています。
- ・申請書(CF34)の承認、事前の接続テストを実施する必要があります。

CF34 リモート審査サービスの適用申請書

事前の確認等の為、予めご記載 & ご返信いただきます。

申告内容を確認したうえで、適用の可否を判断いたします。

COVID-19の直接的影響がある事が前提です。



- 1、 審査の時間割は、追加工数に対応して改定されます。  
貴社ご対応者は、プロセス審査時間ごとに、交代いただくなどで実施します。
- 2、 TV会議システムを用いて、貴社審査現場と、審査員をつなぎます。  
書類は、画面共有にて確認が可能です。  
手書きの記録は、カメラで写していただく事や、スキャンデータの画面共有で対応します。  
一部読み上げていただいたり、質問にお答えいただきます。
- 3、 サイトツアーや、製造工程確認などは、映像転送にて実施します。  
工場マップ(配置図等)などは  
Webカメラ(スマートホン、カメラ付きノートパソコンなど)で映像転送をおこなっていただく事で実施します。

COVID-19の直接的影響がある事が前提です。